

弔慰金の請求に際しては下記ご留意
いただきますようお願いいたします。

- ※ 当会の給付を請求することのできる遺族の範囲と順位は、順位の早いほうから「配偶者、子、父母、孫、祖父母、その葬儀を執り行った者」となっておりますので、順位の早い方が請求してください。
- ※ 「弔慰金請求書」にご記入のうえ、埋火葬許可書の写しを添付して提出してください。
- ※ 添付書類は原則として埋火葬許可書の写しですが、何らかの事情で添付できない場合は「死亡診断書の写し」か「（会員の）除籍が記載された戸籍（コピー可）」を添付してください。
- ※ 届出配偶者（配偶者として加入している者、又は、ご夫婦とも特別会員であった者）以外のご遺族の方が請求される場合は、亡くなられた方との続柄を証明する書類（戸籍等、コピー可）を添付してください。
- ※ 必ず、請求される方の住所、電話番号、普通預金銀行口座を記入してください。
- ※ 請求者のお名前には、必ずフリガナをお願いします。

提出先お問い合わせ

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL088-821-4917
高知県教育委員会事務局教職員・福利課内
一般財団法人 高知県教職員互助会事務局